

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

		資料番号	23	担当課	保健福祉課
法令名	愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則	根拠条項	6	不利益処分の種類	過料(試験結果の不正表示に対する)
<p>(試験等の結果の表示)</p> <p>第3条 何人も、試験等を受けたものについて広告、掲示、印刷物又は容器、包紙等に愛媛県立衛生環境研究所の保証又は試験済、その他これらに類する文字を使用しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受け、かつ、成績書等の全文を表示しなければならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第6条 第3条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p>					